

智頭町役場の新規採用職員を紹介します!



人権のまど



6月1日は
人権擁護委員の日です



人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された人で、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受け、人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日(昭和24年6月1日)を記念して、人権擁護の日と定め、「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」を開設しています。智頭町では毎月上旬に総合センターで人権擁護委員による特設相談所を開設しています。不当な差別、家族間や近隣でのトラブルなど、人権に関係する相談でしたら何でも結構です。

相談は無料です。秘密は固く守られますので気軽にお越しください。

誰でも、どこでも、自分らしく
男女共同参画週間 6月23日~29日

男女共同参画社会の形成に向け、以下の5つの理念を掲げ、取り組んでいます。

1. 男女の人権が尊重され、性別による差別を受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること
2. 性別による男女の固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること
3. 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること
4. 男女が互いに協力し、家事、育児、介護、その他家庭の生活における活動と就業その他社会生活における活動が両立できるよう配慮すること
5. 男女が共に連携し、地域おこしや町づくりに積極的に参画することにより、心豊かな、活力ある町づくりが推進されること

問合せ先 役場総務課 ☎75-4111